

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 5 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条総合政策室の款第11号中「限る。）」の右に「及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）第16条に規定する委員会（第14号の公の施設に関するものに限る。）」を加え、同条市長公室の款第27号中「及び市民憲章推進会議」を「、市民憲章推進会議及び基本計画点検委員会」に改め、同条国際化推進室の款第8号中「及び国際化推進プラン点検委員会」を「、国際化推進プラン点検委員会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（第10号の公の施設に関するものに限る。）」に改める。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第4号中「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条商工部の款商業振興課の項第9号中「大規模小売店舗立地審議会」の右に「及び商業集積審議会」を加え、同条観光MICE推進室の款第8号中「及び観光振興審議会」を「、観光振興審議会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（第10号の公の施設に関するものに限る。）」に改め、同条農林振興室の款農政企画課の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（室が所管する公の施設に関するものに限る。）に関する事。

第12条保健衛生推進室の款生活衛生課の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ペット霊園対策検討審議会に関する事。

第14条みどり政策推進室の款第13号中「都市緑化審議会」の右に「及び名勝円山公園保存管理計画策定委員会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)